

那覇市公報

第 1 8 0 2 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則（消防局予防課）…………… 1855
- 那覇市ふるさとづくり寄附金条例施行規則の一部を改正する規則（企画調整課）…………… 1859

◇告 示◇

- 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の指定について（建築指導課）…………… 1862
- 那覇文化芸術劇場なは一とチケット代金及びパンフレット等販売代金収納事務委託について（文化振興課）…………… 1863
- 令和3年度上半期那覇市の財政状況の公表（財政課）…………… 1864
- 身体障害者手帳交付に係る医師の指定について（障がい福祉課）…………… 1882
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（障がい福祉課）…………… 1883
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 1884
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 1885
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）…………… 1886

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）…………… 1887

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）…………… 1888

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の再開について（保護管理課）…………… 1889

◇公 告◇

○那覇市コロナ期観光回復戦略の策定について（観光課）…………… 1890

○地籍調査による筆界案の作成について（技術総務課）…………… 1891

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について（建築指導課）…………… 1892

○個人情報業務届出書の公表について（法制契約課）…………… 1893

○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（法制契約課）…………… 1895

○令和4・5年度那覇市資源化物（有価物）の売却に係る指名競争入札参加資格者申請受付について（クリーン推進課）…………… 1900

○令和4年度のエコマール那覇リサイクル棟維持管理業務委託の指名競争入札参加資格者申請受付について（クリーン推進課）…………… 1901

○那覇広域都市計画の変更について（都市計画課）…………… 1902

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1903

○那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1904

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について…………… 1904

◇選挙管理委員会告示◇

○開票の日時について…………… 1906

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 1907

規 則

那覇市規則第41号

令和3年11月26日

公 布 済

那覇市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

那覇市危険物の規制に関する規則（昭和47年那覇市規則第54号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>（仮貯蔵等の承認）</u> 第2条 法第10条第1項ただし書の規定により、危険物を仮に貯蔵し、又は仮に取扱いをしようとする者は、<u>危険物（仮貯蔵・仮取扱）承認申請書（第1号様式）正本、副本各1通を消防局長に提出しなければならない。</u> 2 <u>消防局長は、前項の危険物（仮貯蔵・仮取扱）承認申請書の副本に承認証印（第2号様式）を押印して申請者に交付する。</u> （製造所等の設置又は変更許可証） 第3条 消防局長は、令第6条の規定による製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置許可申請書及び令第7条の規定による製造所等の位置、構造又は設備の変更許可申請書を受理した場合で、令第3章の規定による技術上の基準に適合するものであると認めたときは、許可書（<u>第3号様式</u>）を交付する。 （製造所等の変更届） 第4条 製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「関係者」という。）は、次の各号の<u>一</u>に該当する事項が生じたときは、それぞれ当該各号に掲げる届出書により遅滞なく消防局長を経て市長に届け出なければならない。 (1) 製造所等の使用を3月以上にわたって休止しようとするとき、又は休止した製造所等の使用を再開しようとするとき 製造所等使用休止（再開）届（<u>第4号様式</u>） (2) 製造所等において火災、爆発その他の災害が発生したとき 製造所等災害	<u>（仮貯蔵等の承認）</u> 第2条 消防局長は、<u>危険物の規制に関する規則第1条の6に規定する申請書の提出があった場合で、その内容を承認するときは、当該申請書の副本に承認証印（第1号様式）を押印して申請者に交付する。</u> （製造所等の設置又は変更許可証） 第3条 消防局長は、令第6条の規定による製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置許可申請書及び令第7条の規定による製造所等の位置、構造又は設備の変更許可申請書の提出があった場合で、令第3章の規定による技術上の基準に適合するものであると認めたときは、許可書（<u>第2号様式</u>）を交付する。 （製造所等の変更届） 第4条 製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「関係者」という。）は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する事項が生じたときは、それぞれ当該各号に定める届出書により遅滞なく消防局長を経て市長に届け出なければならない。 (1) 製造所等の使用を3月以上にわたって休止しようとするとき、又は休止した製造所等の使用を再開しようとするとき 製造所等使用休止（再開）届（<u>第3号様式</u>） (2) 製造所等において火災、爆発その他の災害が発生したとき 製造所等災害

発生届(第5号様式) (3) 製造所等の位置、構造又は設備について法第11条第1項後段の規定に基づく変更の許可を必要としない程度の軽易な変更又は補修をしようとするとき 製造所等変更届(第6号様式) (4) 製造所等の名称を変更したとき、又は製造所等の関係者等の住所若しくは氏名を変更したとき 製造所等名称等変更届(第7号様式) (5) 製造所等において修理、分解、清掃その他の災害発生のおそれのある作業を行おうとするとき 製造所等危険作業施行届(第8号様式) 2 [略] (製造所等の工事変更届) 第5条 法第11条第1項の規定による設置又は変更の許可を受けた者が、許可後の事情の変更により製造所等の設置若しくは変更を行わないこととなったとき、又は着工若しくは完成の予定期日を6月以上変更したときは、製造所等工事変更届(第9号様式)により速やかに消防局長を経て市長に届け出なければならない。 (予防規程の認可) 第6条 法第14条の2第1項の規定により予防規程の制定又は変更の認可をしたときは、認可書(第10号様式)を申請者に交付する。 (許可書等の再交付) 第7条 法令又はこの規則に定める許可書、認可書、<u>完成検査済証及び水張水圧検査済証等</u>の交付を受けた者が亡失、滅失、汚損、破損その他の理由により再交付を受けようとするときは、許可書等再交付申請書(第11号様式)により消防局長に申請しなければならない。 (危険物の除去等措置命令) 第9条 法第16条の6の規定による命令は、	発生届(第4号様式) (3) 製造所等の位置、構造又は設備について法第11条第1項後段の規定に基づく変更の許可を必要としない程度の軽易な変更又は補修をしようとするとき 製造所等変更届(第5号様式) (4) 製造所等の名称を変更したとき、又は製造所等の関係者等の住所若しくは氏名を変更したとき 製造所等名称等変更届(第6号様式) (5) 製造所等において修理、分解、清掃その他の災害発生のおそれのある作業を行おうとするとき 製造所等危険作業施行届(第7号様式) 2 [略] (製造所等の工事変更届) 第5条 法第11条第1項の規定による設置又は変更の許可を受けた者が、許可後の事情の変更により製造所等の設置若しくは変更を行わないこととなったとき、又は着工若しくは完成の予定期日を6月以上変更したときは、製造所等工事変更届(第8号様式)により速やかに消防局長を経て市長に届け出なければならない。 (予防規程の認可) 第6条 法第14条の2第1項の規定により予防規程の制定又は変更の認可をしたときは、認可書(第9号様式)を申請者に交付する。 (許可書等の再交付) 第7条 法令又はこの規則に定める許可書、認可書、<u>タンク検査済証等</u>の交付を受けた者が亡失、滅失、汚損、破損その他の理由により再交付を受けようとするときは、許可書等再交付申請書(第10号様式)により消防局長に申請しなければならない。 (危険物の除去等措置命令) 第9条 法第16条の6の規定による命令は、
---	---

措置命令書(第12号様式)により行うものとする。 (届出の受理) 第11条 法令及びこの規則の規定に基づき、市長又は消防局長に提出された届出書を受理したときは、それぞれ届出書の副本に受理印(第13号様式)を押印して届出者に返付する。 第1号様式(第2条関係) [略] 第2号様式 [略] 第3号様式 [略] 第4号様式 [略] 第5号様式 [略] 第6号様式 [略] 第7号様式 [略] 第8号様式 [略] 第9号様式 [略] 第10号様式 [略] 第11号様式(第7条関係) <table><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>添付書類</td><td>許可書 完成検査済証等</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table> 第12号様式 [略] 第13号様式 [略]	[略]		[略]		添付書類	許可書 完成検査済証等	[略]		措置命令書(第11号様式)により行うものとする。 (届出の受理) 第11条 法令及びこの規則の規定に基づき、市長又は消防局長に提出された届出書を受理したときは、それぞれ届出書の副本に受理印(第12号様式)を押印して届出者に返付する。 第1号様式 [略] 第2号様式 [略] 第3号様式 [略] 第4号様式 [略] 第5号様式 [略] 第6号様式 [略] 第7号様式 [略] 第8号様式 [略] 第9号様式 [略] 第10号様式(第7条関係) <table><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>添付書類</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table> 第11号様式 [略] 第12号様式 [略]	[略]		[略]		添付書類		[略]	
[略]																	
[略]																	
添付書類	許可書 完成検査済証等																
[略]																	
[略]																	
[略]																	
添付書類																	
[略]																	
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。																	

付 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

那覇市規則第42号

令和3年11月26日

公 布 済

那覇市ふるさとづくり寄附金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市ふるさとづくり寄附金条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市ふるさとづくり寄附金条例施行規則(平成20年那覇市規則第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後						
(寄附金の申込み等) 第2条 寄附金の申込みは、那覇市ふるさとづくり寄附金申込書(第1号様式)又は市長が指定する電子情報処理組織(電子計算機及びプログラムの集合体であつて、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。)により行うものとする。 2 [略] (寄附金台帳) 第5条 市長は、寄附金を適正に管理するため、那覇市ふるさとづくり寄附金台帳(第2号様式)を作成しなければならない。 第8条 [略] 第1号様式(第2条関係) [略] 第2号様式(第5条関係) [略]	(寄附金の申込み等) 第2条 寄附金の申込みは、那覇市ふるさとづくり寄附金申込書又は市長が指定する電子情報処理組織(電子計算機及びプログラムの集合体であつて、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。)により行うものとする。 2 [略] (寄附金台帳) 第5条 市長は、寄附金を適正に管理するため、那覇市ふるさとづくり寄附金台帳を作成しなければならない。 (様式) 第8条 次の表に掲げる文書の様式は、市長が定める。 <table border="1"> <tr> <th>文書の名称</th><th>関係規定</th></tr> <tr> <td>那覇市ふるさとづくり寄附金申込書</td><td>第2条第1項</td></tr> <tr> <td>那覇市ふるさとづくり寄附金台帳</td><td>第5条</td></tr> </table> 第9条 [略]	文書の名称	関係規定	那覇市ふるさとづくり寄附金申込書	第2条第1項	那覇市ふるさとづくり寄附金台帳	第5条
文書の名称	関係規定						
那覇市ふるさとづくり寄附金申込書	第2条第1項						
那覇市ふるさとづくり寄附金台帳	第5条						
備考	1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。 4 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。						

- | |
|---|
| 5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。 |
|---|

付 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 460 号

令和 3 年 11 月 25 日

掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり指定したので、公示する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指 定 番 号：第 4 号
- 2 指定道路の種類：第 42 条第 1 項第 5 号の規定による指定に係る道路
- 3 指 定 年 月 日：令和 3 年 11 月 25 日
- 4 指定道路の位置：那覇市識名二丁目 408 番 12 の内、408 番 14 の内
- 5 指定道路の幅員：4.195m～4.10m
- 6 指定道路の延長：12.18m

那覇市告示第 476 号

令和 3 年 12 月 3 日

掲 示 済

那覇文化芸術劇場なは一とチケット代金及びパンフレット等販売代
金収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条
第2項の規定により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| 1 委託事務の名称 | 那覇文化芸術劇場なは一とチケット代金及びパンフレット等販売代金収納事務委託 |
| 2 受託者の住所 | 沖縄県那覇市久茂地3丁目1番1号 |
| 3 受託者の名称 | 株式会社沖縄コングレ |
| 4 委託期間 | 令和3年12月4日から令和4年3月31日まで |

那覇市告示第 485 号

令和 3 年 12 月 15 日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、令和2年4月1日から令和2年9月30日までの期間における財政状況及び公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

令和3年度上半期那覇市の財政(令和年9月30日現在)

1 一般会計・特別会計 歳入及び歳出の状況

(単位：千円)

区 分		予算現額	歳入		歳出	
			収入済額	収入率	支出済額	執行率
(1) 一般会計		177,925,246	71,523,809	40.2%	64,780,202	36.4%
(2) 特別会計		73,431,226	27,632,704	37.6%	29,186,874	39.7%
内 訳	土地区画整理事業	12,839	6,902	53.8%	251	2.0%
	国民健康保険事業	38,350,859	14,016,909	36.5%	16,360,308	42.7%
	市街地再開発事業	321,723	1,036	0.3%	154,460	48.0%
	介護保険事業	30,737,077	12,089,519	39.3%	11,305,093	36.8%
	後期高齢者医療	3,690,169	1,326,720	36.0%	1,236,919	33.5%
	病院事業債管理	215,734	107,861	50.0%	107,861	50.0%
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	102,825	83,757	81.5%	21,982	21.4%
合 計 (1) + (2)		251,356,472	99,156,513	39.4%	93,967,076	37.4%

2 一般会計歳入及び歳出の状況

歳 入

(単位：千円)

予算科目	予算現額	収入済額	収入率
市税	49,197,273	29,466,059	59.9%
地方譲与税	607,485	283,859	46.7%
地方交付税	8,494,184	6,076,669	71.5%
分担金及び負担金	744,463	325,190	43.7%
使用料及び手数料	3,388,338	1,582,577	46.7%
国庫支出金	54,686,827	17,076,124	31.2%
県支出金	18,305,704	1,151,538	6.3%
繰入金	5,139,937	0	0.0%
繰越金	7,389,630	8,870,403	120.0%
諸収入	1,378,513	588,648	42.7%
市債	19,724,474	1,036,372	5.3%
その他	8,868,418	5,066,370	57.1%
合 計	177,925,246	71,523,809	40.2%

歳 出

(単位：千円)

予算科目	予算現額	支出済額	執行率
議会費	745,754	370,886	49.7%
総務費	19,595,631	7,286,051	37.2%
民生費	86,239,724	34,185,904	39.6%
衛生費	14,335,140	4,508,661	31.5%
労働費	36,917	18,053	48.9%
農林水産業費	200,117	56,675	28.3%
商工費	6,323,738	1,705,164	27.0%
土木費	16,193,725	3,075,421	19.0%
消防費	3,323,993	1,301,659	39.2%
教育費	17,404,964	5,684,060	32.7%
災害復旧費	4	0	0.0%
公債費	13,019,383	6,587,667	50.6%
その他	506,156	1	0.0%
合 計	177,925,246	64,780,202	36.4%

3 市の財産

①土地（道路、公園など）	3,116,199	㎡
②建物（学校、図書館など）	1,164,728	㎡
③基金（特定の目的のための資金の積立など）	18,870,698	千円
④有価証券（株券）	657,104	千円

4 一時借入金の現在額

0 千円

5 市債残高

(単位：千円)

借 入 先	一般会計	病院事業債管理 特別会計	母子父子寡婦福祉 資金貸付事業特別 会計	市街地再開発事業 特別会計	合 計
財政融資資金	75,555,801	0	0	3,369,800	78,925,601
簡易生命保険資金	3,131,073	0	0	0	3,131,073
郵便貯金資金	131,174	0	0	0	131,174
地方公共団体金融機構	28,972,682	1,058,301	0	0	30,030,983
国の予算貸付等	227,340	0	441,497	89,760	758,597
市中銀行	11,636,774	0	0	163,316	11,800,090
その他の金融機関	3,029,505	0	0	149,754	3,179,259
共済等	1,430,600	0	0	31,750	1,462,350
その他	1,181,504	0	0	30,800	1,212,304
合 計	125,296,453	1,058,301	441,497	3,835,180	130,631,431

※ その他は沖縄県貸付資金（交通方法変更記念特別事業貸付資金）及び水道事業会計からの借入である。

6 市民1人当たり行政経費及び市税負担額（一般会計）

令和3年9月30日現在人口 318,510 人 （外国人登録人口を含む）

市民1人当たり行政経費 558,616 円

市民1人当たり市税負担額 154,461 円

(単位：円)

1人当たり行政経費	558,616
議会費	2,341
総務費	61,522
民生費	270,760
衛生費	45,007
労働費	116
農林水産業費	628
商工費	19,854
土木費	50,842
消防費	10,436
教育費	54,645
災害復旧費	0
公債費	40,876
その他	1,589

7 令和3年度予算総括表

（単位：千円）

会 計 別		令和3年度 当初予算	令和2年度 当初予算	増減額	令和3 年度対 前年度 増減率	令和2 年度対 前年度 増減率
一般会計		161,017,000	157,597,000	3,420,000	2.2%	7.3%
特別会計		71,910,192	71,506,393	403,799	0.6%	△ 0.2%
内 訳	土地区画整理事業	12,839	15,734	△ 2,895	△ 18.4%	△ 10.9%
	国民健康保険事業	38,296,802	38,952,571	△ 655,769	△ 1.7%	△ 0.2%
	市街地再開発事業	321,554	306,706	14,848	4.8%	△ 79.6%
	介護保険事業	29,297,848	28,175,554	1,122,294	4.0%	3.7%
	後期高齢者医療	3,674,017	3,567,200	106,817	3.0%	5.0%
	病院事業債管理	215,058	329,009	△ 113,951	△ 34.6%	△ 5.7%
	母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	92,074	159,619	△ 67,545	△ 42.3%	△ 10.5%
合 計		232,927,192	229,103,393	3,823,799	1.7%	4.9%

那覇市上下水道局業務の状況(水道事業)

1 事業の概要

主要統計

令和3年9月30日現在

項 目	単 位	実 績
給水人口	人	318,510
給水戸数	戸	168,386
給水栓数	栓	117,954
総配水量	m ³	18,188,960
一日平均配水量	m ³	99,393
一日最大配水量	m ³	104,325
有収水量	m ³	16,353,599
有収率	%	89.91

水道料金調定・収納状況

令和3年9月30日現在
(税込)

予算額(円)	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	未納額(円)
7,200,913,000	3,196,424,940	2,238,201,649	70.02	958,223,291

2 計理の状況

予算の執行状況

(1)収益の収入及び支出

収入

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		水道事業収益	8,040,329,000	3,590,258,580	44.65%	
	第 1 項	営業収益	7,447,958,000	3,272,293,840	43.94%	
	第 2 項	営業外収益	592,370,000	268,797,737	45.38%	
	第 3 項	特別利益	1,000	49,167,003	4916700.3%	

支出

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		水道事業費用	7,605,662,000	2,945,812,808	38.73%	
	第 1 項	営業費用	7,486,575,000	2,926,219,546	39.09%	
	第 2 項	営業外費用	97,687,000	17,816,682	18.24%	
	第 3 項	特別損失	1,400,000	1,776,580	126.90%	
	第 4 項	予備費	20,000,000	0	0.00%	

(2)資本的収入及び支出

収入

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		資本的収入	374,691,000	0	0.00%	
	第 1 項	補助金	283,442,000	0	0.00%	
	第 2 項	他会計負担金	76,509,000	0	0.00%	
	第 3 項	その他資本的収入	14,740,000	0	0.00%	

支出

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		資本的支出	3,310,247,400	1,259,325,234	38.04%	
	第 1 項	建設改良費	2,222,782,400	447,039,903	20.11%	
	第 2 項	企業債償還金	265,601,000	131,685,331	49.58%	
	第 3 項	投資	809,100,000	680,600,000	84.12%	
	第 4 項	その他資本的支出	7,764,000	0	0.00%	
	第 5 項	予備費	5,000,000	0	0.00%	

令和 3 年度損益計算書(上半期)

(令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日まで)

(単位 : 円)

1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	2,906,470,219		
(2) そ の 他 営 業 収 益	69,289,160	2,975,759,379	
2 営 業 費 用			
(1) 配 水 費	1,725,364,893		
(2) 給 水 費	80,756,271		
(3) 漏 水 防 止 費	15,886,507		
(4) 業 務 費	165,731,324		
(5) 総 係 費	140,173,405		
(6) 減 価 償 却 費	571,763,500		
(7) 資 産 減 耗 費	42,779,500	2,742,455,400	
営 業 利 益			233,303,979
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息	6,095,323		
(2) 他 会 計 負 担 金	2,510,000		
(3) 長 期 前 受 金 戻 入	205,776,000		
(4) 土 地 物 件 収 益	46,204,875		
(5) 雑 収 益	3,671,347	264,257,545	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息	17,802,679		
(2) 雑 支 出	14,003	17,816,682	246,440,863
経 常 利 益			479,744,842
5 特 別 利 益			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 益	335,605		
(2) そ の 他 特 別 利 益	48,800,855	49,136,460	
6 特 別 損 失			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 損	1,483,406		
(2) そ の 他 特 別 損 失	159,697	1,643,103	47,493,357
上半期純利益			527,238,199
前年度繰越利益剰余金			2,043,803,653
その他未処分利益剰余金変動額			0
上半期末処分利益剰余金			2,571,041,852

令和 3 年度貸借対照表(上半期)

(令和 3 年 9 月 30 日)

(単位: 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1)有 形 固 定 資 産

イ土 地	1,084,356,151	
ロ建 物	2,174,127,219	
減価償却累計額	<u>△1,229,786,256</u>	941,597,963
ハ構 築 物	41,879,731,235	
減価償却累計額	<u>△22,026,933,085</u>	19,852,798,150
ニ機 械 及 び 装 置	2,433,367,801	
減価償却累計額	<u>△1,455,517,473</u>	977,850,328
ホ車 両 運 搬 具	43,529,193	
減価償却累計額	<u>△30,261,272</u>	13,267,921
ヘ工具、器具及び備品	439,405,295	
減価償却累計額	<u>△328,127,384</u>	111,277,911
ト建 設 仮 勘 定	770,760,171	
有形固定資産合計		23,751,908,595

(2)無 形 固 定 資 産

イ電 話 加 入 権	913,300	
ロソ フ ト ウ ェ ア	<u>844,000</u>	
無形固定資産合計		1,757,300

(3)投 資

イ投 資 有 価 証 券	1,497,184,000	
ロ長 期 貸 付 金	1,074,138,000	
ハそ の 他 投 資	<u>2,405,000</u>	
投資合計		2,573,727,000
固定資産合計		26,327,392,895

2 流 動 資 産

(1)現 金 預 金	10,616,805,949	
(2)未 収 金	981,065,404	
貸倒引当金	<u>△8,689,806</u>	972,375,598
(3)貯 蔵 品		36,891,880
(4)前 払 金		158,647,275
(5)そ の 他 流 動 資 産	<u>245,256,111</u>	
流動資産合計		12,029,976,813
資産合計		<u>38,357,369,708</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,024,088,550		
企 業 債 合 計		1,024,088,550	
(2) 引 当 金			
イ 退職給付引当金	708,937,189		
ロ 修繕引当金	676,996,000		
引 当 金 合 計		1,385,933,189	
固 定 負 債 合 計			2,410,021,739
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	133,914,714		
企 業 債 合 計		133,914,714	
(2) 未 払 金		5,364,413	
(3) 預 り 金		165,182,630	
(4) 引 当 金			
イ 賞与等引当金	0		
引 当 金 合 計		0	
(5) その他流動負債		301,105,196	
流 動 負 債 合 計			605,566,953
5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金			
イ 受贈財産評価額	323,557,809		
収 益 化 累 計 額	△164,175,829	159,381,980	
ロ 寄 附 金	70,000,000		
収 益 化 累 計 額	△18,269,998	51,730,002	
ハ 工 事 負 担 金	1,792,027,753		
収 益 化 累 計 額	△981,379,120	810,648,633	
ニ 国 庫 (県) 補 助 金	14,544,150,434		
収 益 化 累 計 額	△7,433,727,568	7,110,422,866	
ホ 他 会 計 負 担 金	89,896,335		
収 益 化 累 計 額	△17,184,978	72,711,357	
ヘ 補 償 金	256,929,872		
収 益 化 累 計 額	△98,074,112	158,855,670	
繰 延 収 益 合 計			8,363,750,508
負 債 合 計			11,379,339,200

資 本 の 部		
6 資 本 金		16,281,451,048
7 剰 余 金		
(1)資 本 剰 余 金		
イ受贈財産評価額	321,419,706	
ロ国庫（県）補助金	1,984,471,045	
資本剰余金合計		2,305,890,751
(2)利 益 剰 余 金		
イ減 債 積 立 金	1,289,688,595	
ロ建 設 改 良 積 立 金	4,529,958,262	
ハ当年度未処分利益剰余金	2,571,041,852	
利益剰余金合計		8,390,688,709
剰余金合計		10,696,579,460
資本合計		26,978,030,508
負債資本合計		38,357,369,708

3 企業債及び一時借入金の残高

企 業 債

単位：円

借入先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
財政融資資金	887,007,061	0	83,807,284	803,199,777
地方公共団体金融機構	402,681,534	0	47,878,047	354,803,487
計	1,289,688,595	0	131,685,331	1,158,003,264

一時借入金

な し

那覇市上下水道局業務の状況（下水道事業）

1 事業の概要

主要統計

令和3年9月30日現在

項 目	単位	実 績
使用戸数	戸	159,272
検針栓数	栓	102,043
総排水量	m ³	15,796,317
有収水量	m ³	15,796,214
有収率	%	99.99

下水道料金使用料・収納状況

令和3年9月30日現在

(税込)

予算額（円）	調定額（円）	収納額（円）	収納率（％）	未納額（円）
3,680,196,000	1,576,608,873	1,045,740,218	66.33	530,868,655

2 計理の状況

予算の執行状況

(1)収益的收入及び支出

収入

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款		下水道事業収益	5,445,528,000	1,898,295,339	34.86%	
	第1項	営業収益	4,286,628,000	1,789,744,201	41.75%	
	第2項	営業外収益	1,158,891,000	107,758,543	9.30%	
	第3項	特別利益	9,000	792,595	8806.61%	

支出

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款		下水道事業費用	5,273,915,000	990,070,737	18.77%	
	第1項	営業費用	4,983,303,000	881,608,245	17.69%	
	第2項	営業外費用	268,625,000	107,244,229	39.92%	
	第3項	特別損失	1,987,000	1,218,263	61.31%	
	第4項	予備費	20,000,000	0	0.00%	

(2) 資本的收入及び支出

収入

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		資本的收入	1,960,351,348	84,622,968	4.32%	
	第 1 項	企業債	817,600,000	0	0.00%	
	第 2 項	補助金	879,535,348	0	0.00%	
	第 3 項	他会計負担金	262,142,000	84,010,968	32.05%	
	第 4 項	その他資本的收入	1,074,000	612,000	56.98%	

支出

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		資本の支出	2,975,189,812	760,165,312	25.55%	
	第 1 項	建設改良費	1,997,468,812	278,041,205	13.92%	
	第 2 項	企業債償還金	968,721,000	481,324,107	49.69%	
	第 3 項	投資	4,000,000	800,000	20.00%	
	第 4 項	予備費	5,000,000	0	0.00%	

令和3年度損益計算書（上半期）

（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）

（単位：円）

1	営業収益			
	(1) 下水道使用料	1,433,507,677		
	(2) 雨水処理負担金	189,011,752		
	(3) 再生水売却収益	18,694,160		
	(4) その他営業収益	3,560,000	1,644,773,589	
2	営業費用			
	(1) 管渠費	52,149,117		
	(2) ポンプ場費	13,404,118		
	(3) 雨水処理費	33,190,427		
	(4) 排水設備費	22,674,240		
	(5) 業務費	857,520,540		
	(6) 総係費	68,327,605		
	(7) 減価償却費	913,009,500		
	(8) 資産減耗費	1,179,000	1,961,454,547	
	営業損失			△316,680,958
3	営業外収益			
	(1) 受取利息	4,328		
	(2) 他会計負担金	104,125,280		
	(3) 補償金	0		
	(4) 補助金	0		
	(5) 長期前受金戻入	447,542,000		
	(6) 土地物件収益	3,289,811		
	(7) 雑収益	336,391	555,297,810	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息	107,106,798		
	(2) 雑支出	137,431	107,244,229	448,053,581
	経常利益			131,372,623
5	特別利益			
	(1) 過年度損益修正益	25,700		
	(2) その他特別利益	764,797	790,497	
6	特別損失			
	(1) 過年度損益修正損	1,107,514	1,107,514	△317,017
	上半期純利益			131,055,606
	前年度繰越利益剰余金			564,798,477
	その他未処分利益剰余金変動額			0
	上半期末処分利益剰余金			695,854,083

令和3年度貸借対照表（上半期）

（令和3年9月30日）

（単位：円）

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		1,985,627,105	
ロ 建 物	176,150,594		
減価償却累計額	△86,564,481	89,586,113	
ハ 構 築 物	67,407,265,530		
減価償却累計額	△27,870,204,665	39,537,060,865	
ニ 機 械 及 び 装 置	858,270,865		
減価償却累計額	△543,653,937	314,616,928	
ホ 車 両 運 搬 具	6,584,431		
減価償却累計額	△3,889,779	2,694,652	
ヘ 工具、器具及び備品	43,852,504		
減価償却累計額	△34,667,433	9,185,071	
ト 建 設 仮 勘 定		916,344,881	
有形固定資産合計			42,855,115,615

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 地 上 権		289,360	
ロ 施 設 利 用 権		4,430,784,708	
無形固定資産合計			4,431,074,068

(3) 投 資

イ 長 期 貸 付 金	2,441,700		
貸 倒 引 当 金	△99,350	2,342,350	
ロ そ の 他 投 資		4,147,000	
投資合計			6,489,350

固定資産合計 47,292,679,033

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		3,841,533,128	
(2) 未 収 金	549,109,944		
貸 倒 引 当 金	△2,709,749	546,400,195	
(3) 前 払 金		162,912,960	
(4) その他流動資産		75,373,675	
流動資産合計			4,626,219,958
資 産 合 計			51,918,898,991

（単位：円）

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債11,975,178,852

11,975,178,852

企 業 債 合 計

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

406,221,411406,221,411

引 当 金 合 計

固 定 負 債 合 計

12,381,400,263

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債487,396,225

487,396,225

企 業 債 合 計

(2) 未 払 金

2,814,118

(3) 預 り 金

12,068,421

(4) 引 当 金

イ 賞与引当金

0

0

引 当 金 合 計

(5) その他流動負債

144,975,443

流 動 負 債 合 計

647,254,207

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

イ 受贈財産評価額

1,238,967,321

収益化累計額

△144,437,115

1,094,530,206

ロ 国庫（県）補助金

38,654,743,678

収益化累計額

△18,924,554,862

19,730,188,816

ハ 他会計負担金

2,874,204,036

収益化累計額

△729,541,186

2,144,662,850

ニ 補 償 金

135,058,335

収益化累計額

△12,084,879

122,973,456

繰 延 収 益 合 計

23,092,355,328

負 債 合 計

36,121,009,798

(単位：円)

資 本 の 部

6 資 本 金			14,567,389,458
7 剰 余 金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	202,181,067		
ロ 国庫(県)補助金	309,527,051		
ハ 他会計負担金	<u>22,937,534</u>		
資本剰余金合計		534,645,652	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	<u>695,854,083</u>		
利益剰余金合計		<u>695,854,083</u>	
剰 余 金 合 計			<u>1,230,499,735</u>
資 本 合 計			<u>15,797,889,193</u>
負 債 資 本 合 計			<u>51,918,898,991</u>

3 企業債、その他借入金及び一時借入金の残高

企 業 債

単位：円

借入先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
財 政 融 資 資 金	2,915,146,143	0	164,996,253	2,750,149,890
地方公共団体金融機構	8,323,096,417	0	212,061,563	8,111,034,854
郵貯・簡保管理機構	1,479,698,002	0	101,008,358	1,378,689,644
琉 球 銀 行	210,800,000	0	0	210,800,000
計	12,928,740,562	0	478,066,174	12,450,674,388

その他借入金

単位：円

借入先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
都 市 再 生 機 構	15,158,622	0	3,257,933	11,900,689

一時借入金

な し

那覇市告示第 486 号

令和 3 年 12 月 15 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づき令和3年11月30日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	玉城 清嗣	内科、呼吸器科	医療法人はごろも会 仲本病院

那覇市告示第 487 号

令和 3 年 12 月 15 日

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき令和3年12月1日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援医療 の種類	指定年月日
トータルサポートの駅 グリーンハウス訪問看護 那覇市銘苅 2-2-10 Villa IRIS101	社会福祉法人 乙羽会 理事長 我喜屋 宗重	育成医療・ 更生医療	令和 3 年 12 月 1 日
セノーテ訪問看護ステーション琉球 那覇市松島 1-15-9-302	Fusion 株式会社 代表取締役 笹山 銀次郎	育成医療・ 更生医療	令和 3 年 12 月 1 日

那覇市告示第 488 号

令和 3 年 12 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
かかずハートクリニック	嘉数 朗	令和3年11月1日～ 令和9年10月31日
那覇市おもろまち4-16-5 サンライズ GINOZA301		
訪問看護ステーション 心愛	合同会社 KTM 代表社員 高良 勝彦	令和3年11月1日～ 令和9年10月31日
那覇市首里赤平町二丁目13番2-402号		
砂川口腔ケアクリニック	砂川 元	令和3年11月1日～ 令和9年10月31日
那覇市松川2-2-5 1F		
てらす薬局	有限会社 神山薬局 代表取締役 神山 朝喜	令和3年11月1日～ 令和9年10月31日
那覇市泊1-25-1 1F		
琉球漢方薬局	株式会社 Five Two	令和3年9月1日～ 令和9年8月31日
那覇市久茂地3丁目13-8 レジデンス森山1F		

那覇市告示第 489 号

令和 3 年 12 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名	称	開設者	廃止年月日
所 在 地			
砂川口腔ケアクリニック	砂川 元		令和 3 年 10 月 31 日
那覇市字大道 116			
てらす薬局	有限会社 神山薬局		令和 3 年 10 月 31 日
那覇市泊 1-24-14			

那覇市告示第 490 号

令和 3 年 12 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
医療法人徳洲会 新都心クリニック		令和3年10月1日
開設者	医療法人徳洲会 理事長 安富祖久明 大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号 （医療法人沖縄徳洲会 理事長 安富祖久明 沖縄県島尻郡八重瀬町字外間80番地）	
仲本内科・小児科		令和3年2月1日
名称	仲本内科・小児科 （仲本内科）	

那覇市告示第 491 号

令和 3 年 12 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
デイサービスセンターめかる (通所介護)	令和3年10月30日
那覇市銘苅 303	
医療法人沖縄徳洲会ショートステイこくら (短期入所者生活介護 介護予防短期入所者生活介護)	令和3年9月30日
那覇市古波蔵 3-8-28	
医療法人沖縄徳洲会こくらクリニック (居宅介護支援)	令和3年9月30日
那覇市古波蔵 3-8-28	
医療法人沖縄徳洲会こくらクリニック (通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、 居宅療養管理指導)	令和3年9月30日
那覇市古波蔵 3-8-28	

那覇市告示第 492 号

令和 3 年 12 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
ヘルパーステーションしきな		令和3年9月1日
所在地	〒902-0064 那覇市寄宮 3-3-5 1階 (〒902-0078 那覇市識名 3-7-28 パステルハイツしきな 603 号室)	
ヘルパーステーションながた		令和3年9月1日
所在地	〒902-0064 那覇市寄宮 3-3-5 1階 (〒902-0078 那覇市識名 3-7-28 パステルハイツしきな 603 号室)	
ヘルパーステーション繁多川		令和3年9月1日
所在地	〒902-0064 那覇市寄宮 3-3-5 1階 (〒902-0078 那覇市識名 3-7-28 パステルハイツしきな 603 号室)	
ヘルパーステーション繁多川		令和2年3月1日
開設者の 代表者	代表取締役 與那城 将 (代表取締役 與那城 結美子)	

ヘルパーステーション壺屋		令和3年9月1日
所在地	〒902-0064 那覇市寄宮 3-3-5 1階 (〒902-0078 那覇市識名 3-7-28 パステルハウスしきな 305号室)	
ヘルパーステーション壺屋		令和2年3月1日
開設者の 代表者	代表取締役 與那城 将 (代表取締役 與那城 結美子)	

那覇市告示第 493 号

令和3年12月15日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の再開について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり再開の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	再開年月日
所 在 地	
寄宮偕生園ケアプランセンター	令和3年10月1日
那覇市寄宮2丁目5番8号	

公 告

那覇市公告第 428 号

令和 3 年 11 月 22 日

掲 示 済

那覇市コロナ期観光回復戦略の策定について

次のとおり那覇市コロナ期観光回復戦略を策定したので、公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 計画策定の目的

本市観光関連産業への支援や誘客活動などによる観光回復を牽引する観光施策の当面の方向性を示すことを目的とする。

2 計画期間

令和 3（2021. 11）年度 ～ 令和 6（2025. 3）年度

3 内容

那覇市ホームページの観光課ページよりご確認ください。

那覇市公告第 434 号
令和 3 年 11 月 25 日
掲 示 済

地籍調査による筆界案の作成について

那覇市字宇栄原・宇栄原四丁目の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第3項の規定に基づき筆界案を作成したので、次のとおり公告します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 土地の所在・地番・地目

那覇市字宇栄原 1004番（原野）、1005番（墓地）、1006番（原野）、
1010番（原野）

那覇市宇栄原四丁目 568番（墓地）、846番3（山林）

2 筆界案を確認することができる場所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市役所8階 まちなみ共創部 技術総務課

3 筆界案を確認することができる者

当該土地の所有者、その他利害関係人及びこれらの代理人

4 筆界案の作成者

那覇市役所 まちなみ共創部 技術総務課 地籍調査グループ

5 閲覧期間

令和3年11月26日から12月15日まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

午前9時から午後5時まで

6 意見の申出

閲覧期間内に意見を申し出ることができます。閲覧期間内に意見の申出がないときは、地籍調査作業規程準則第30条第3項の規定に基づき調査を行います。

那覇市公告第 445 号
令和 3 年 12 月 1 日
掲 示 済

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、許可番号及び指令番号
令和3年10月22日 第H31-06-02号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市字上間淵下原492番 他2筆
- 3 公共施設
なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
沖縄県宜野湾市真栄原三丁目24番13号
社会福祉法人 明秀福祉会
理事長 下地 光夫
- 5 検査済証番号
令和3年12月1日 那ま建指第213号
- 6 工事完了年月日
令和3年11月4日

那覇市公告第 451 号
令和 3 年 12 月 3 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和3年11月22日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい部こどもみらい課 電話098-861-6903		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和3年 4月 1日
業務の名称及び 開始年月日	幼児教育・保育の無償化に関する業務委託 令和1年 9月 1日		
廃止又は変更の 理 由	幼児教育・保育の無償化に関する業務は、令和3年3月31日に業務委託を終了し、R3年4月1日よりこどもみらい課職員で行うこととなったため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	業務の名称：幼児教育・保育の無償化に関する業務委託	業務の名称：幼児教育・保育の無償化に関する業務	
備 考	変更前に届け出るべきであったが、失念しており遅れてしまった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 452 号
令和 3 年 12 月 3 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和 3年 10月 18日

那 覇 市 長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	企画財務部 資産税課	目的外利用部課 又は提供先	まちなみ共創部 建築指導課
業 務 の 名 称	建築基準法第8条に基づく建築物の維持保全に関する業務等		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時（通知する都度）		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内 容	対象建築物の建物及び土地所有者の住所・氏名		
目的外利用又は提供をする根拠条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （ 審議会承認類型事項1に該当 ） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 （番号法第19条第 号に該当）		
目的外利用又は提供をする理 由	建築基準法第8条に基づく建築物の維持保全に関する所有者の調査		
届 出 担 当 部 課	まちなみ共創部 建築指導課 電話 951-3244（内線2364）		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和3年10月20日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	企画財務部 資産税課	目的外利用部課 又は提供先	都市みらい部 道路建設課
業 務 の 名 称	都市計画道路 真和志線街路事業		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時(各対象者補償金算定時)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	真和志線街路事業に係る土地の令和3年度の固定資産評価額		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （審議会類型事項1） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は 提供をする 理 由	都市計画法第60条の3に基づく補償金算定に用いるため		
届 出 担 当 部 課	都市みらい部 道路建設課 電話 098-651-3221		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・**提供**)届出書

令和3年10月22日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	健康部 生活衛生課	目的外利用部課 又は提供先	沖縄県 保健医療部 感染症対策課
業 務 の 名 称	緊急事態措置に係る那覇市内の飲食店営業等の情報提供		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 令和3年10月20日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	市内で営業する飲食店営業（簡易営業、自動車営業を除く） の情報（営業所名称、営業所所在地、営業の種類、許可番号、 申請者名、代表者役職、代表者名、申請者住所）		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （審議会類型事項Ⅰ） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	沖縄県における新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3 項に違反している施設に対する同法第79条の規定に基づく事務 に係る照会のため、当該情報の提供を行う。		
届 出 担 当 部 課	健康部 生活衛生課 電話 098-853-7963		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用 **提供**)届出書

令和3年10月29日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	健康部 生活衛生課	目的外利用部課 又は提供先	沖縄県 保健医療部 感染症対策課
業 務 の 名 称	緊急事態措置に係る那覇市内の飲食店営業等の情報提供		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 令和3年10月29日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	市内で営業する飲食店営業（簡易営業、自動車営業を除く）の 情報（営業所名称、営業所所在地、営業の種類、許可番号、申 請者名、代表者役職、代表者名、申請者住所、許可開始日、許 可終了日、許可年月日）		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （審議会類型事項Ⅰ） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	沖縄県における新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3 項に違反している施設に対する同法第79条の規定に基づく事務 に係る照会のため、当該情報の提供を行う。		
届 出 担 当 部 課	健康部 生活衛生課 電話 098-853-7963		

那覇市公告第 453 号
令和 3 年 12 月 3 日
掲 示 済

令和 4 ・ 5 年度那覇市資源化物（有価物）の売却に係る指名競争入
札参加資格者申請受付について

地方自治法施行令第167条の11第 3 項の規定に基づき、指名競争入札参加資格要件を公告します。また、下記のとおり参加者の申請受付を行います。

那覇市長 城 間 幹 子

1 指名競争入札参加資格要件

- （1）地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。
- （2）那覇市資源化物（有価物）の売却に係る入札参加者資格等に関する要綱第 2 条の規定を具備すること。

2 申請書類の配布及び提出

那覇・南風原クリーンセンター管理棟 2 階 クリーン推進課（南風原町字新川 650 番地）にて配布する。または、那覇市クリーン推進課ホームページよりダウンロードする。

3 受付期間

令和 3 年12月15日（水）から令和 3 年12月28日（火）

（土・日曜日、祝祭日を除く）

午前 9 時00分から午後 5 時00分（ただし午前12時から午後 1 時を除く）

4 申請書類の提出及び問い合わせ先

那覇市役所 環境部クリーン推進課 管理グループ

担当：金城邦彦、仲座泰史

電話 （098） 889－3567

那覇市公告第 454 号

令和 3 年 12 月 3 日

掲 示 済

令和4年度のエコマール那覇リサイクル棟維持管理業務委託の指名
競争入札参加資格者申請受付について

地方自治法施行令第167条の11第3項の規定に基づき、指名競争入札参加資格要件を公告します。また、下記のとおり参加者の申請受付を行います。

那覇市長 城 間 幹 子

1 指名競争入札参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当しないこと。
- (2) エコマール那覇リサイクル棟維持管理業務委託に係る指名競争入札参加資格及び指名基準等に関する要綱第2条の規定を具備すること。（那覇市ホームページ参照）

2 申請書類の配布方法

那覇・南風原クリーンセンター管理棟2階 クリーン推進課（南風原町字新川650番地）にて配布する。または、那覇市クリーン推進課ホームページよりダウンロードする。

3 受付期間

令和3年12月15日（水）から令和3年12月28日（火）

（土・日曜日、祝祭日を除く）

午前9時00分から午後5時00分（ただし午前12時から午後1時を除く）

4 申請書類の提出及び問い合わせ先

那覇市役所 環境部クリーン推進課 管理グループ

担当：金城邦彦、仲座泰史

電話 （098）889－3567

那覇市公告第 461 号
令和 3 年 12 月 14 日
掲 示 済

那覇広域都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、同法第17条第2項の規定により、市民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができる。

那覇市

上記代表者 那覇市長 城 間 幹 子

1 都市計画の種類

- (1) 那覇広域都市計画道路の変更（3・5・那22号古波蔵上線）
- (2) 那覇広域都市計画用途地域の変更（古波蔵上線沿道地区）
- (3) 那覇広域都市計画地区計画の変更（那覇市石嶺北翔・福祉地区地区計画）

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) (2) 那覇市古波蔵1丁目及び2丁目地内
- (3) 那覇市首里石嶺町2丁目及び4丁目地内

3 都市計画の案の縦覧場所

那覇市 都市みらい部 都市計画課（那覇市役所9階）

4 都市計画の案の縦覧期間及び縦覧時間

縦覧期間：令和3年12月14日（火）から令和3年12月28日（火）まで。

ただし、土・日及び祝日は除く。

縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで。

ただし、正午から午後1時を除く。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 27 号

令和 3 年 11 月 22 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 265 号
指定工事店名	有限会社広設備工業
営業所所在地	沖縄県豊見城市字真玉橋228番地
代表者氏名	知念 章太
有効期間	自 令和2年4月1日 至 令和7年3月31日
異動年月日	令和3年11月1日
異動事由	代表者の変更

那覇市上下水道局告示第 28 号
令 和 3 年 1 1 月 2 2 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 16 条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 430 号
指定工事店名	丸一設備工業
営業所所在地	沖縄県南城市佐敷字新里 57-2
代表者氏名	末吉 忠一郎
有効期間	自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日
異動年月日	令和 3 年 11 月 11 日
異動事由	営業所所在地の変更

那覇市上下水道局告示第 29 号
令 和 3 年 1 2 月 2 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者 新規指定

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
498	MP 琉球株式会社	豊見城市字饒波 52 番地	宮里 顕治	令和 3 年 9 月 2 日
499	住宅設備の専門工事 forest	うるま市字宇堅 1198 番地	湧田 森智	令和 3 年 9 月 13 日
500	株式会社大日本工業	島尻郡南風原町字与那覇 277 番地 8-103 号	金城 兼正	令和 3 年 11 月 1 日
501	琉球設備メンテナンス株式会社	那覇市西二丁目 9 番 6 号	呉屋 伸	令和 3 年 11 月 25 日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 39 号

令和 3 年 1 0 月 3 1 日

掲 示 済

開票の日時について

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査における開票の日時を次のとおり変更する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 日 高 清 義

記

変更前 日 時 令和3年10月31日（日） 午後9時10分

変更後 日 時 令和3年10月31日（日） 午後9時18分

那覇市選挙管理委員会告示第 40 号
令和 3 年 12 月 1 日
掲 示 済

那覇市選挙管理委員会
委員長 日 高 清 義

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

5, 173 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

43, 104 人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

86, 207 人

